

# 市政トピックス

**5月3日は憲法記念日**  
人権が尊重される社会の実現を目指して

協働推進課 協働人権係 (☎95)0144

差別のない、お互いの人権が守られる明るい社会は、私たちみんなの願いです。日本では、人間らしく生きていくための基本的人権を保障した憲法が施行されて70年になります。人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者など多岐の分野にわたり、その背景や経緯は個々の分野により異なります。

また、インターネットによる差別的な表現の流布も大きな問題となっています。

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、私たちが、身のまわりの不合理や矛盾に気付き、解決していく努力が必要です。

1人ひとりにはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。これを機会に人権の大切さについて考え、お互いを認め合う明るく住みよい社会を築きましょう。

## 民生委員制度創設100周年 知立市記念式典

福祉課 保護援護係 (☎95)0149

本年、民生委員制度は制度創設100周年を迎えます。これを機に市民の皆さんに民生委員・児童委員の活動内容を広くアピールし理解を深めて

いただくため、「民生委員制度創設100周年知立市記念式典」を開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

▼とき 5月13日(土)

【第一部】式典 午後1時～(受付 正午～)

【第二部】アトラクション

知立山車文楽保存会山町人形連による山車文楽の上演・人形とのふれあい体験 午後1時45分～

▼ところ 中央公民館 講堂

※要約筆記・手話通訳有

## 5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

福祉課 保護援護係 (☎95)0149

『広げよう 地域に根ざした 思いやり』

民生委員・児童委員は、福祉向上のため、地域住民の相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように関係機関へつなぐ役割を果たしています。また、主任児童委員は子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員、主任児童委員は相談に応じる以外にも、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、寝たきり高齢者への紙おむつ配布、小学生の登下校に合わせた防犯パトロール、児童センター行事への参加など、地域での様々な活動を行っています。

安心して住み続けられる地域づくりに尽力していますので、生活上困ったことがあればお気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。

お住まいの地域の担当委員が分からない場合は、福祉課までお問い合わせください。

また、5月12日(金)～18日(木)午後3時まで、中央公民館1階ホールで活動紹介の展示を行いますので、ぜひお立ち寄りください。

## 一般不妊治療費補助制度

保健センター (☎82)8211

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象者 夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上の夫婦

※他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外

▼対象治療 平成29年3月1日～平成30年2月28日までに受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用 不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。(文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外)

▼補助内容 1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円

※1年度は3月受診分から翌年2月受診分です。期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請期日 平成30年3月26日(月)まで

▼その他 申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

## 「大人の風しん予防接種」費用助成のお知らせ

保健センター (☎82)8211

妊婦が妊娠初期に風しんにかかる、先天性風しん症候群と呼ばれる病気に由来する危険性があります。市では、風しんの罹患率を抑え、先天性風しん症候群の発生防止を図るために、風しんワクチンの接種費用の助成を行っています。

▼対象 接種日時時点で、知立市に住民登録があり、風疹の抗体検査の結果、風しんワクチンの接種が必要と認められた人のうちいずれかに該当する人

①妊娠を希望している女性(経産婦・妊婦を除く)  
②妊娠を希望している①以外の女性  
③妊娠を希望または、妊娠している女性の夫

※助成は1人につき1回のみです。

▼対象となる接種期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

▼抗体検査 抗体検査は自費となります。対象者のうち①に該当する人は、県の助成対象になる場合があります。衣浦東部保健所(☎21)4778)にお問合せください。

▼助成額 接種費用として助成対象者が負担した額とし、5千円を上限とします。

▼申請方法 申請に必要な書類(抗体検査の結果、接種費用の領収書、ロット番号がわかるもの)をそろえて保健センターへ提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

TEL 0566-83-1111 (代表)  
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141  
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## ひとり親家庭就業支援講習会

(福)愛知県母子寡婦福祉連合会

(☎052(915)8862)

ひとり親家庭の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼講座種目・会場等 左表のとおり  
 ▼対象 県内在住の母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人  
 ▼受講料 無料(ただし、教材費・交通費等は自己負担)

▼募集期間 5月8日(月)～29日(月)  
 ▼申込み先 子ども課家庭児童相談室

※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。

※受講できるか否かの結果は、6月20日頃に申込者全員に通知します。  
 ※募集要領と申込書は、市役所2階家庭児童相談室で配布します。

講座種目	会場	定員	日程
パソコン講習(初級)	名古屋・名駅	20人	日曜日(全15回)[7月～10月]
介護職員初任者研修Iコース(介護員養成研修・通信)	名古屋・名駅	20人	土曜日(全16回)[7月～10月] ※7月1日から8月5日までの期間で自宅学習(テキスト学習)が40.5時間可能な人

## 平成29年工業統計調査(製造事業所対象)にご協力ください

企画政策課 政策係(☎95)0114)

これまで、年末に実施しておりました工業統計調査(経済産業省の統計)が、調査日の変更で平成29年以降6月1日実施となります。

本調査は、製造業を営む事業所を対象とし、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。調査員が調査対象の事業所へ5月中旬に調査票をもって伺いますので、ご協力いただきますようお願いいたします。(一部事業所では経済産業省から直接郵送で届きます。)

なお、今回インターネット回答の対象範囲が拡大されました。調査に関する全ての作業がパソコンの画面上で24時間作業が可能ですので、ぜひご利用ください。

皆さんからご提出いただく調査票は、統計法に基づき秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

### 登録統計調査員を募集します

企画政策課 政策係(☎95)0114)

統計調査員は、統計調査の際に世帯や事業所を訪問し、調査票の配布や収集を行っていただくことを主な業務としています。

国や県からの委託を受け、毎年何らかの調査が行われています。そこ

で、あらかじめ統計調査員として協力いただける意志のある人に登録していただき、調査の都度ご都合をうかがった上で調査を依頼します。業務に従事していただいた場合、報酬もありますので、興味のある人はお問合せください。

▼応募資格 市内に住所を有する20歳以上の人で、調査上知り得た情報の秘密に責任をもてる人  
 ▼応募方法 企画政策課にある応募用紙に記入押印のうえ提出してください。

▼応募期間 通年

## 大型連休中のごみ処理施設の開場日について

環境課ごみ減量係(☎95)0126)

春の大型連休における知立市不燃物処理場・刈谷知立環境組合クリーンセンターの開場日は左表のとおりです。

施設名(開場時間)	不燃物処理場(9:00~12:00, 13:00~16:00)	クリーンセンター(8:30~12:00, 13:00~16:00)	月日	
			月	日
4月29日(土・祝)	○	○	4	29
4月30日(日)	○	×	4	30
5月1日(月)	○	○	5	1
5月2日(火)	○	○	5	2
5月3日(水・祝)	×	○	5	3
5月4日(木・祝)	×	○	5	4
5月5日(金・祝)	×	○	5	5
5月6日(土)	○	○	5	6
5月7日(日)	○	×	5	7

※両施設とも大型連休中は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ったご利用をお願いします。

## 家庭用生ごみ処理機(乾燥式)を無料で貸出します

環境課ごみ減量係(☎95)0126)

家庭から出る生ごみの減量を推進するため、5月8日(月)から家庭用生ごみ処理機をお試し利用として貸出します。購入を検討されている人はぜひご利用ください。

▼貸出し期間等 原則1か月以内(1世帯1台1回限り)

▼貸出し条件  
 ・市内に住所を有し、かつ、居住している人  
 ・生ごみ処理機の設置場所を屋内に確保でき、適正に維持管理できる人

※生ごみ処理機の電気代・消耗品代は貸出しを受けた人のご負担です。利用後は報告書を提出していただきます。

### ▼貸出条件

・1台(申込順)使用された人から返却次第、順次貸出します。

### ▼貸出し処理機

・処理方式 温風乾燥式  
 ・外形寸法 幅260×奥行310×高さ420mm  
 ・本体質量 約5kg  
 ・1人～5人用

▼申込み方法 5月8日(月)午前8時30分から身分証明書をご持参のうえ環境課へお越しください。電話での仮受付もできます。

※メールでの申込み不可  
 ※申込用紙は、市ホームページからダウンロードできます。



**熊本地震災害義援金ありがとうございます**

山本学園情報文化専門学校高等課程 99,515円

たくさんの義援金ありがとうございます。また、市内の募金箱の分と併せて、平成29年3月24日までに知立市へ寄せられた熊本地震災害義援金総額は、737,600円です。

この他にも実施していただきました被災地義援金にご協力いただいた皆さん、ありがとうございます。

▶問合せ 福祉課 障がい福祉係(☎95-0118)

**県立岡崎高等技術専門校平成29年度スキルアップ講座(在職者対象訓練)受講者募集**

県立岡崎高等技術専門校在職者訓練担当  
(☎761424)

▼竹材の取扱い、竹垣の製作実習を行い、竹垣の製作技術を習得します。

▼訓練コース名 日本庭園の技法(竹垣)

▼対象者 竹垣(四つ目垣、建仁寺垣)の製作技術を習得したい人

▼訓練内容 竹材の取扱いと結び、竹垣(四つ目垣、建仁寺垣)の製作実習。

▼訓練期間 6月17日(土)・24日(土) 午前9時10分～午後4時30分まで(2日目は午後3時40分まで)

▼ところ 県立岡崎高等技術専門校

造園科

▼募集人数 10人

▼受講料 2千300円

▼時間 6月17日(土)・24日(土) 午前9時10分～午後4時30分まで(2日目は午後3時40分まで)

▼持参品 筆記用具、作業服、帽子、作業靴、(木バサミ)

▼申込み 5月25日(木)までに往復はがきまたはEメールで講座名、郵便番号、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を記入の上、県立岡崎高等技術専門校在職者訓練担当(〒470-0431 豊田市西中山町猿田21-1 Eメール okazaki-senmonko@prefaich.jp)へお送りください。  
※申込み多数の場合は抽選で決定し、結果を通知します。

**不動産無料相談をご利用ください**

建築課 施設管理係(☎950156)

公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 碧海支部 による不動産の無料相談を実施しています。毎月1回の開催になります。不動産の契約、トラブルなどに関することを無料で相談できます。

▼とき 毎月第2火曜

午後1時～4時(平成29年8月および平成30年1月は除く)

※次回開催日 5月9日  
▼ところ 市役所2階 打合室南



**自動車税の納付をお忘れなく**

税務課 市民税係 (☎950116)  
西三河県税事務所自動車税グループ  
(☎0564(27)2712)

5月31日(水)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの人に、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。なお、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます(利用者には決済手数料がかかります)。

名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が三月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などで納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

○ホームページ  
<http://www.prefaichi.jp/zeimu/>

**知立市公共施設等総合管理計画を策定しました**

財務課 資産経営係(☎950187)

本市では公共施設等(建物、道路、橋りょう、上下水道、公園等)の老朽化対策が課題になっています。

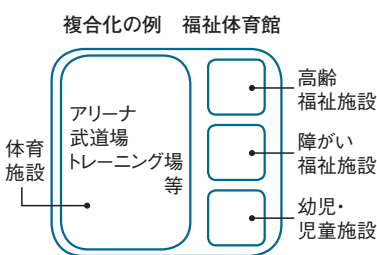
平成29年3月に今後の長期的な方針をまとめた知立市公共施設等総合管理計画を公表しました。

市ホームページに掲載していますのでご覧ください。  
公共施設等は市民の皆さんが利用する身近な施設であり、まちづくりを担っている重要なものです。

現存する公共施設等を更新するために今後40年間に必要な費用は75億8千万円と試算しています。1年あたりの投資額としては毎年18億9千万円になります。それに対し、過去5年間で投資してきた費用の平均は11億9千万円のため、7億円増加する試算です。

投資額を抑える対策として、経費削減の取組みをさらに推進していくとともに、建替等のタイミングで建物の複合化(※)を検討することや、駐車場などの共有スペースを削減させることも必要と考えています。

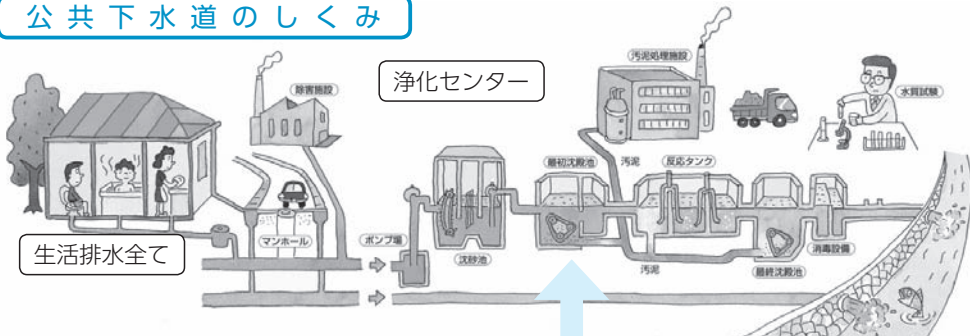
市では老朽化対策を新しいまちづくりと連動させ、市民の皆さんと一緒に考えていきます。  
※複合化とは、1つの建物に複数の機能を備えること



# 下水道に接続しましょう！

下水道が使えるようになったら（下水道が整備されたら）、速やかに下水道に接続しましょう。これは、下水道法という法律で義務付けられています。（下水道法第10条）なお、「くみ取り式トイレ」は、供用開始後3年以内に水洗トイレに改造し、下水道に接続することが義務付けられています。（下水道法第11条の3）

## 公共下水道のしくみ



下水道に流された排水は、地中管を通り、処理場できれいになってから河川や海に流すため、環境がよくなります。



汚れたままの生活排水は自然環境を壊します。

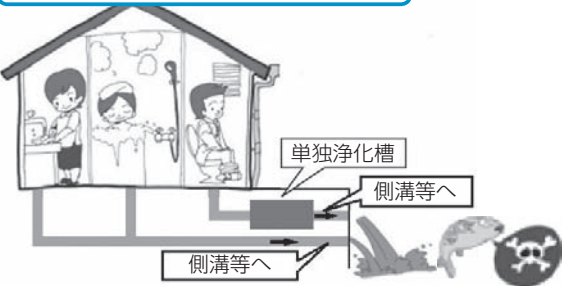


側溝に流された汚水は、蚊やハエ・悪臭発生の原因になります。



側溝の汚れ・つまりは浸水被害の原因になります。

## 下水に接続されていない家庭



単独浄化槽はトイレの汚水しか処理しません。また、処理能力も合併処理浄化槽に及びません。お風呂や台所からの汚水もそのまま川や海に流れます。

合併処理浄化槽でも、機器に不備があったり、維持管理が行われていなかったりすると機能が発揮されません。

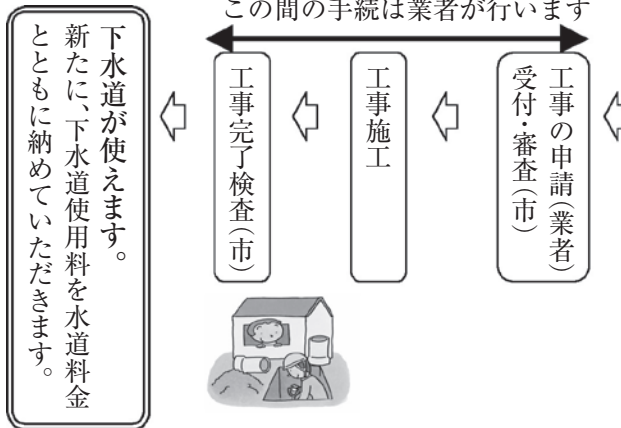
ご家庭からの排水は側溝等を通して川や海にそのまま流れ込みます。

より快適で文化的な住環境のため

## 下水道への早期接続をお願いします。

この間の手続は業者が行います

○**工事は指定工事店で**  
工事をする場合は、知立市排水設備工事指定工事店に依頼してください。指定工事店以外で行うと、無資格工事となり工事のやり直しや罰則が科せられます。（市下水道条例第7条）  
指定工事店は、工事の施工に必要な知識や技術を持っていると市が認め指定した業者で、接続に必要な申請等も代行します。



○**下水道が使えるまでの流れ**  
工事を指定工事店に依頼する。（設計・見積・契約）

○**浄化槽転用補助制度**  
今まで使用していた浄化槽を、敷地内に降った雨水を貯留する施設に改造をされる場合の補助金制度もあります。ぜひご活用ください。

▼問合せ 下水道課 下水道庶務係 (95) 0159

○**改造資金の融資を斡旋します**  
市では水洗化を促進するため、下水道の供用開始の日から3年以内限り、今まで使用していたくみ取り便所から水洗トイレへの改造工事や、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事をされる人を対象に工事資金の融資あっせん（利子の補給）制度を設けています。

※工事費用は内容や条件によって異なりますので、複数の業者から見積をとり、分からないことはよくご相談されることをお勧めします。

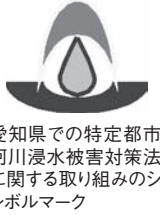
○**下水道に接続するには、排水設備を下水道へ接続・切替えるする工事が必要です。（工事費用は自己負担）**

排水設備の工事を行う場合は、指定工事店へ気軽にご相談ください。  
※排水設備とは、家庭から出る生活排水をトイレの排水と一緒に下水道へ流すための排水管や、ますなどの設備をまとめていいます。  
※指定工事店は、市ホームページや下水道課窓口でご確認いただけます。

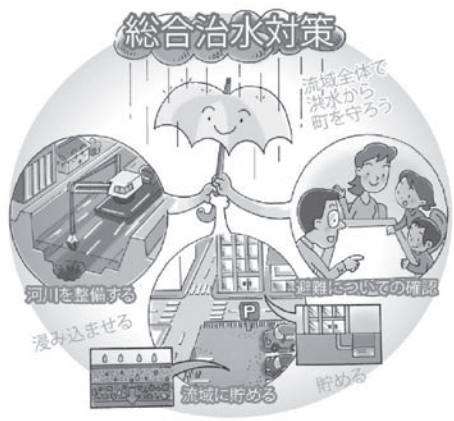




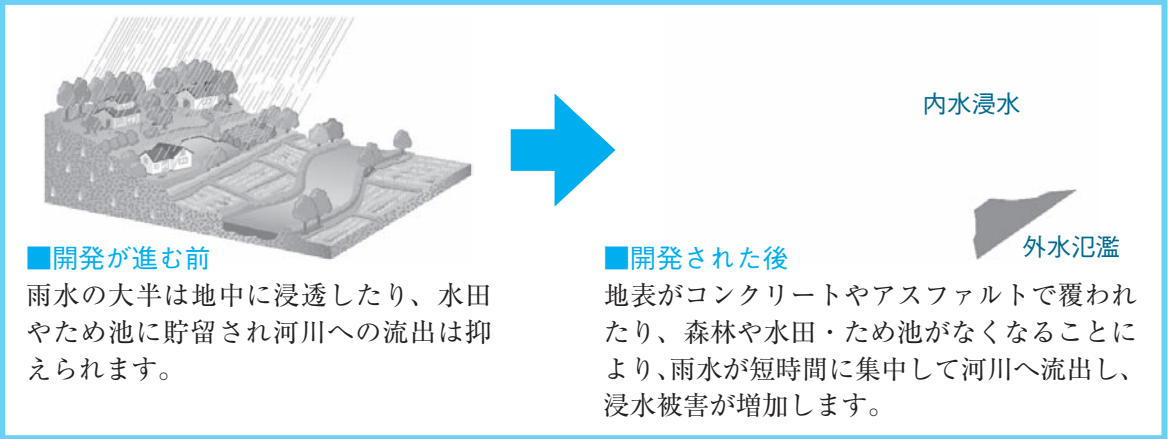
「流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する」  
**大雨から守ろう大切なまち**  
 5月15日(月)～21日(日)は総合治水週間です



愛知県での特定都市河川浸水被害対策法に関する取り組みのシンボルマーク



進む開発と高まる浸水被害の危険性  
 山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。  
 しかし、今日では開発が進み、地表がコンクリートやアスファルトに覆われ、短い時間で多くの雨水が河川へ入ってくるようになり、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増えています。  
 このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。



**■開発が進む前**  
 雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

**■開発された後**  
 地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して河川へ流出し、浸水被害が増加します。

**「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組**  
 境川・逢妻川・猿渡川の流域では、「総合治水対策」を進めてきました。平成12年に東海豪雨による甚大な被害を受け、さらに強力に押し進めることが必要となりました。また、近年の開発の動向などを考慮し、平成24年4月1日から境川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取組みを行うこととしました。

**□雨水浸透阻害行為の許可等**  
 田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発(雨水

浸水被害を防ぐための総合治水対策  
 洪水や浸水を防ぐため、川幅を広げたり、川底を掘るなどの河川改修を行っています。それだけではなく、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことができませぬ。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設をつくり、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といいます。境川流域では、昭和58年から愛知県や近隣市町と共に「総合治水対策」を行っています。

**▼問合せ**  
 「雨水浸透阻害行為許可に関する事」  
 知立建設事務所 河川整備課 (☎6489)  
 「その他に関する事」  
 県建設部河川課 (☎052(954)6555)  
 ・市役所土木課 河川工務係 (☎(95)0163)

**□流域水害対策計画の策定**  
 愛知県と対象市町、河川と下水道が共同して総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。なお、流域水害対策計画は平成26年3月に策定しました。

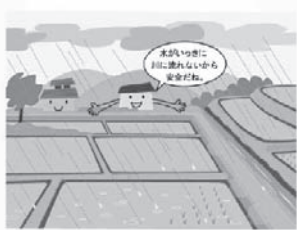
**□保全調整池の指定**  
 これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備された既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

**□都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定**  
 河川の氾濫や低地の浸水が想定される都市浸水想定区域を平成26年8月に指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図っていきます。



TEL 0566-83-1111 (代表)  
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141  
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

田や畑には雨水をためて  
 浸水被害を抑える働きがあるので  
 積極的に保全していきましょう。



風呂水を落とすタイミングは  
 降雨時を避けましょう。



新たに下水道に接続する時には、家  
 庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ  
 転用しましょう。



■家庭でもできる取組み  
 市では洪水や浸水の防止を図るこ  
 とを目的に家庭でもできる取組みを  
 推奨しています。降った雨を屋根の  
 樋から集め雨水貯留タンクに貯めた  
 り、駐車場などの舗装を透水性にす  
 るなどして川に短時間で雨水が流れ  
 ないように対策を行う人に対して補  
 助金を交付する制度があります。詳  
 しくは市ホームページをご覧ください。

▼問合せ 土木課 河川工務係 ☎  
 0163

■総合治水ホームページ  
 総合治水に関する情報は、「新川・  
 境川流域総合治水対策協議会ホーム  
 ページ」をご覧ください。  
<http://www.sougo-chisui.jp>

■洪水ハザードマップをご活用くだ  
 さい  
 洪水ハザードマップには、過去の  
 豪雨によって浸水被害が確認された  
 区域や浸水が予想される区域を掲載  
 しています。また避難場所、避難の  
 時に通行が危険と思われる箇所など  
 も記しています。  
 日常から大雨などの危険時に備え  
 てどこのルートで避難するか、近所  
 に浸水の予想される箇所があるかな  
 ど一度現地を見ておくことも大切で  
 す。  
 洪水ハザードマップは土木課窓口  
 で配布しています。また、市ホーム  
 ページでも閲覧できます。

■ビジュアルボードフェア  
 雨水被害や対策の様子など総合治  
 水対策を皆さんに理解していただく  
 ために写真や図を用いたパネルの展  
 示を行います。  
 ▼とき・ところ  
 ・8月11日(金)～17日(木)  
 中央公民館 ロビー  
 ・8月25日(金)～31日(木)  
 知立建設事務所 玄関ロビー

# シロアリ駆除キャンペーン

1階床面積18坪を特別価格にて  
 防蟻工事を実施いたします!!

限定30棟  
 6/30  
 まで

通常価格  
 117,000円(税別)のところ

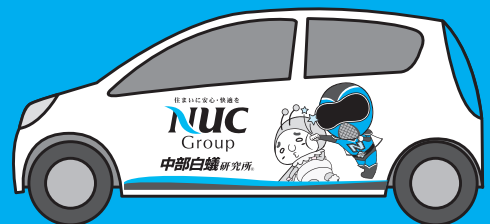
76,000円(税別)

※18坪以上は、1坪/6,500円(税別)ずつ追加となります。※キャンペーン価格は、レギュラー施工に限ります。

まずは、お気軽にお電話ください。 イヤナムシナシ

0120-187647

お申込みの際に「広報ちりゅうを見た」と必ずお伝え下さい。



住まいに安心・快適を 株式会社N・U・Cグループ  
**NUC Group 中部白蟻研究所**

〒465-0072  
 名古屋市名東区牧の原2丁目909番地  
 営業時間 8:00～19:00  
**愛知県・岐阜県に対応!**

有  
料  
広  
告





**違反対象物に係る公表制度  
が始まります ～火災予防  
条例が改正されました～**

衣浦東部広域連合消防局  
予防課 予防係 (☎63)0136)

建物の利用者自らが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断に活用できるようにするため重大な消防法令違反の情報をインターネット上に公表する制度です。

○公表の対象となる建物  
飲食店、物品販売店、病院、社会福祉施設等の不特定多数の人が利用する建物です。

○公表の対象となる違反  
建物に設置が義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない場合です。

○公表する時期  
立入検査で違反を確認し、立入検査の結果を通知してから14日を経過してもその違反が継続している場合に違反が是正されるまで公表します。

○公表の方法  
建物の名称、所在地、違反の内容等を衣浦東部広域連合ホームページに掲載します。

○公表を開始する時期  
平成30年4月1日から

※次のような場合には、事前に各消防署予防係までご相談ください  
・現に使用している建物に飲食店、物品販売店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設等の用途が新たに入

居する場合  
・現在使用している建物の増築や改築、他の建物との接続等を行う場合

**平成29年度第1回危険物取扱者保安講習開催予定**

(一社)愛知県危険物安全協会  
連合会 (☎052)9616623)

講習日	開催会場	講習種別		
		給油取扱所	特定事業所	一般
6月26日(月)	ライフポートとよはし	午後		午前
28日(水)	名古屋文理大学文化フォーラム	午前		午後
7月 3日(月)	ウイルあいち	午後		午前
4日(火)	〃		午前	午後
5日(水)	〃			午前・午後
7日(金)	大府市勤労文化会館		午後	午前
13日(木)	ウイルあいち		午後	午前
14日(金)	〃	午前		午後
20日(木)	刈谷市産業振興センター	午前		午後
21日(金)	〃	午後		午前
24日(月)	ウイルあいち			午前・午後
25日(火)	〃	午後		午前
26日(水)	〃	午前		午後

▼受付期間 5月11日(木)～24日(水)

▼申込み 電子申請 (<http://www.aikin.jp>) または名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階 (一社)愛知県危険物安全協会連合会へ申請書を郵送。

▼申請書の配布窓口 各消防署、県民生活プラザ(5月8日(月)から配布)  
▼受講手数料 4千700円

## 救命講習会 (5月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	碧南消防署	安城消防署	知立消防署	刈谷消防署
講習会名	上級救命講習	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅲ	実技救命講習
開催日	5月27日(土) 午前9時～午後6時	5月21日(日) 午前9時～正午	5月20日(土) 午前9時～正午	5月28日(日) 午前9時～11時
定員	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み 詳細	5月5日(金)午前9時から募集開始 ☎41-2625救急係へ	5月5日(金)9時から募集開始 ☎75-2494救急係へ	5月5日(金)9時から募集開始 ☎81-4144救急係へ	5月5日(金)9時から募集開始 ☎23-1299救急係へ
対象者	碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市在住、在勤、在学の人でいずれの会場でも受講できます。			
内容	上級救命講習 成人、小児、乳児及び新生児の心肺蘇生法、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法などを行います。 普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法などを行います。 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置などを行います。 実技救命講習 インターネット上で応急手当WEB講習もしくは救命入門コースを受講された方が普通救命講習Ⅰにステップアップするコースで、心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法の実技を行います。 救命講習会を団体で受講される方は、最寄りの消防署へお問合せください。			

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>)

## ふとんの洗濯乾燥サービス をご利用ください

在宅でねたきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯・乾燥を無料で行います。

▼対象者

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人  
②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人

③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容 掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯・乾燥。(ただし、羊毛布団など特殊なものは除きます。ダブル以上のサイズについては、ご相談ください。)  
※希望者は、代わりに布団を無料ですることがあります。

▼実施日

〔回収日〕 5月18日(木)・19日(金)  
〔配達日〕 5月25日(木)・26日(金)  
▼時間帯 午前(8時30分～正午)・午後(正午～午後3時)  
※時間帯の指定は午前・午後のみです。

▼申込み 5月10日(水)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話で申込みも可能です。  
※次回は8月に実施予定です  
(詳細については8月1日号の広報に掲載予定)

▼問合せ 長寿介護課 長寿係 (☎95)0150)

## 赤十字の活動資金にご協力をお願いします

福祉課障がい福祉係

(☎)0118

5月は、赤十字運動月間です。

日本赤十字社は国内外でさまざまな人道支援活動を行っています。これらの活動は赤十字の理念と活動に賛同してくださる皆さんからの寄付等によって支えられています。

この運動期間中、各町内会を通じて、活動資金の募集のお願いをしています。この募金は、あくまでも自発的な寄付行為ですので、金額の定めは一切ありません。ただし、「会員」として加入を希望される場合は、500円以上の納付が必要になります。

なお、法人または町内会に未加入の人については、福祉課窓口で受付しています。皆さんの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いします。

## 「平成30年3月新規学卒求人取扱説明会」開催のお知らせ

ハローワーク刈谷 (☎)215003

平成30年度3月新規学校卒業予定者の採用を予定している企業を対象に説明会を開催します。

▼とき 5月25日(木) 午後1時30分～4時

▼ところ 刈谷市総合文化センター 大ホール

## ▼主催 刈谷公共職業安定所

## 法定相続情報証明制度が始まります

名古屋法務局不動産登記部門

(☎)052(952)8164

法務局では、相続手続を簡素化することを目的として、5月29日(月)から「法定相続情報証明制度」を開始することとなりました。

この制度は、提出された戸籍などの書類を基に、法定相続人が誰であるのかを法務局が確認して対外的に証明するものであり、相続人が法務局に対し、戸籍謄本等を添付して、法定相続情報証明の申し出を行い、法務局でその内容を確認の上、認証文付きの証明書を無料で交付するものです。相続登記はもろろんのこと、金融機関における預貯金の払戻し等、相続手続き全般で利用することが可能です。

なお、疑問点等については、右記問合せ先まで気軽にお声かけください。

# 知立市輝くまちづくり提案事業補助金対象事業を募集します

市民の視点から見た地域の課題の解決に取り組むため、市民が積極的にまちづくりに参画し、市民と行政が協働してまちづくりを進めることができるよう、市民活動を支援します。

## ○補助対象事業

- ①市民提案型事業……団体が自由なテーマで提案し、実施する新たな事業
- ②協働推進型事業……「防災・防犯に関する事業」について企画・提案し、市と協働で実施する事業
- ③市民提案型 GCF 活用事業……自由なテーマで提案し、寄附金を財源として実施する事業

※ GCF「ガバメントクラウドファンディング」とは、地方公共団体のプロジェクトに対して、インターネット上で寄附金の募集を行うこと。

※記念品の進呈はありません。 ※この寄附金は所得税・住民税の控除の対象となります。

## ○対象団体

- ・3人以上で構成されている団体(市内に在住、在勤、在学する人1人を含む)
- ・営利を目的とせず、自主的に公益的な活動をする団体
- ・今後も引き続き市内で活動を行う団体

## ○補助金額および補助年度 (表1)の通り

## ○補助対象経費

講師謝礼・会場使用料等 ※人件費・飲食代等は対象外

## ○審査 (①および②)

- ・毎年書類審査後、審査会でプレゼンテーションを実施

## ○寄附金の受付 (③)

- ・書類審査後、認可された事業については、市ホームページで寄附金の受付

## ○募集説明会 ▶とき 5月20日(土) 午後2時から

▶ところ 中央公民館大会議室

## ○提出書類 申請書・事業計画書・予算書・団体の概要説明書等

## ○その他 詳細については、協働推進課で配布する応募要項または、市ホームページでご確認ください。

## ▶問合せ 協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)

## ○補助金額および補助年度 (表1)

事業区分	補助金の額	補助年度
①市民提案型事業	補助基準額の1/2に相当する額、または20万円のいずれか低い額	平成30年度
②協働推進型事業	補助基準額の3/4に相当する額、または40万円のいずれか低い額	平成30年度
③市民提案型 GCF活用事業	補助基準額の10/10に相当する額、ただし、GCFで集まった寄附金の額に相当する額を限度とする	平成29年度

※同一年度における補助金の交付は、1団体につき1事業とします。